

経 済 研 究

第 26 卷 第 3 号

July 1975

Vol. 26 No. 3

自 己 金 融 論 再 説

——別府，中村両教授の批判にこたえて——

柴 垣 和 夫

1 はじめに

P. M. スウィージーがその著『資本主義発展の理論』において、巨大な独占的株式会社における内部金融の顕著化の傾向を指摘し、そこからヒルファディングによる金融資本規定を批判したことは、周知のところであるが、これを契機として日本の学界では、金融資本概念そのものとともに、巨大株式会社における内部金融＝自己金融の評価の問題が、ひとつの議論のテーマとされてきたのであった。とくに 1960 年代の前半には、金融論の専門家や経営学者のあいだでいちゃんの論争がおこなわれ¹⁾、わたくしもその過程で 2 つの小論を発表した。「自己金融と国家独占資本主義」(『エコノミスト』1964 年 1 月 21 日号所収)および「自己金融と株式会社」(『証券経済月報』第 57 号、大阪証券経済研究所、1964 年 4 月所収)がそれである。その後、この 2 つの拙稿にたいして、やや視点を異にする 2 つの批判が寄せられた。その 1 は、故別府正十郎教授による論文「自己金融と株式会社」(『証券経済月報』第 59 号、1964 年 6 月所収)であり、その 2 は、中村通義教授による著書『株

式会社論』(亜紀書房、1969 年)のなかでの批判である。この 2 つの批判にたいして、わたくしは、長期にわたり回答の義務を放置したままこんにちに至ったのであるが、本誌に紙面をあたえられたこの機会にその義務をはたしたい、というのが本稿のさしあたりの趣旨である²⁾。

まず、あらかじめ、両氏の批判の対象となった 2 つの拙稿におけるわたくしの理解をしめしておく、それは大要つぎのような内容のものであった。すなわち、株式会社の個人企業にたいするメリットは、ヒルファディングが明らかにしたように、現実資本を擬制資本に転化することにより、内部蓄積の限界をこえた外部の社会的資金を資本として動員できることにある。それゆえ、第 1 に、上のメリットが利用されなくなることを意味する自己金融は、それ自体株式会社としての成長力の自己否定を意味するものにほかならない。端的に言えば、株式会社にとってより大なる投資の余地がせばめられていること、企業としての、企業の集合という意味では国民経済としての、成長のテ

1) 主要文献については、中村通義『株式会社論』120—121 ページを参照。

2) 別府正十郎教授は、その後故人となられたため、直接おこたえすることは不可能となったが、学問上の見解は故人となられたあとも生命を保つと考えられるので、とりあげさせていただくこととした。

ンボが相対的に鈍化していることの表現であって、いいかえれば、自己金融は「資本の慢性的過剰」の現象形態である。第2に、したがって自己金融が必然化する根拠は、潜在的には、この「資本の慢性的過剰」をもたらす独占そのもののうちにある。独占は重工業における株式会社制度によって景気循環の古典的形態を変化させ、かつては恐慌によって一挙に整理した過剰資本を、多かれ少なかれ恒常的に維持するからである。しかし第3に、独占による過剰資本の形成は、それがそのまま直接に自己金融をもたらすのではない。第1次世界大戦前のいわゆる古典的帝国主義段階においては、上の過剰資本を海外投資によって処理する機構が存在していたからである。自己金融は、かかる機構が崩壊したところで、具体的には大戦後こんにちに至るいわゆる全般的危機のもとでの、世界市場の不安定な条件を媒介として顕在化するのである。そして最後に、このように全般的危機を媒介として顕在化する自己金融は、しかしながら逆に、おなじく全般的危機を媒介として形成された資本主義の新しい体制、すなわち国家独占資本主義にとって適合的な資本の蓄積形態となり、むしろそれは個別資本にとっても、また国家政策としても、積極的に追求されるべき課題となる。なぜなら、国家独占資本主義とは、ひとくちに管理通貨制度を基礎としたフィスカル・ポリシーによる恐慌回避の体制であるが、相対的に投資抑制的な性格をもつ自己金融は、一方で個別資本を利子率の直接的規制から解放することによって景気循環を緩和すると同時に、他方でその一般化により「過剰」となった外部の社会的資金を、国家信用をつうじてフィスカル・ポリシーの有力な一手段に転化するからである。およそ以上のようなわたくしの論旨にたいして、別府、中村両教授の批判が寄せられたのであった。

ところで、別府、中村両教授の批判に接して、わたくしがとくに興味ぶかく感じたのは、ひとしく拙論を批判される両教授の立脚点がまったく異なっており、おおまかにいえば方法的には正反対の立場からの批判であったことである。その印象を、これもあらかじめ大ざっぱに記しておく、

わたくしが自己金融を株式会社にとっては消極的な蓄積形態とし、しかしそれゆえに国家独占資本主義のもとで積極的な意味をもって開花する、としたのにたいして、別府教授は上の拙論の前段を否定し、自己金融は「株式会社の内在的論理の展開として即ち株式会社の新たな発展段階を示すものとして」(別府、前掲論文14ページ、以下引用はページ数のみを記す)把握されなければならない、との立場から批判を展開されている。いわば、方法的には株式会社の一般論の延長線上で、自己金融が説けるという立場といつてよいであろう。それにたいして中村教授の場合は、拙論の後段つまりわたくしが自己金融を国家独占資本主義と結びつけて説いている点を否定し、さらには古典的帝国主義段階をふくめて、「自己金融なる現象を、時期によって区切られつつ、どこの国にも一様にあらわれるものとしてではなく、産業企業と貨幣市場、資本市場との具体的関連のあり方の如何によって国ごとに異なってあらわれる株式会社の蓄積の1つのあり方として把握しなければならない」(中村、前掲書136ページ、以下引用はページ数のみを記す)との立場からの批判である。これは、方法的には、別府教授の場合と逆に、自己金融は株式会社とか国家独占資本主義などと一般的に結びつけることは不可能で、それがあらわれる個別具体的な条件との関連でこそ説かれるという立場といつてよいであろう。ところで、このような両教授の方法的な立脚点のちがいを、ここではかりに、別府教授のそれを原理論的アプローチ、中村教授のそれを現状分析論的アプローチ、と呼んで区別してみることにしよう。原理論とか現状分析論とかの用語は、いうまでもなく宇野弘蔵博士による方法論上のことばであるが、わたくしがあえてこのようなややとうとつな整理の仕方をするのは、それなりの理由があつてのことである。というのは、じつは両教授の拙論への批判、とくに中村教授のそれは、いわゆる宇野理論における段階論と現状分析論の方法、とくに後者にかんして、のちにみるようなひとつの問題を投げかけているように思われるからである。そういうわけで、自己金融の問題を素材として、経済学の方法を考

えてみようというのが、本稿のもうひとつのねらいである。だが、その正面からの議論はあとまわしとし、まずは両教授の批判の内容にそくして吟味することからはじめよう。

2 株式会社と自己金融

まず最初に、別府教授の批判をとりあげよう。まず教授は、わたくしが「株式会社のメリットが、内部蓄積の限界をこえて外部資金を最大限に動員できる点にあるとすれば、自己金融は明らかにその積極的側面をしめすものとはいえず、そのネガティブな金融形態を意味する」とのべている部分をとらえて、このような把握は、『ネガティブな金融形態』という以上に、株式会社それ自体を否定する意味をもつもの」であり、その結果、「自己金融が株式会社自体のもつ論理の展開として捉えられる道筋」(8ページ)を閉ざしてしまった、といわれる。ここでわたくしが、株式会社を前提したうえで、自己金融をその「ネガティブな金融形態」とのべているのを、教授が「株式会社それ自体を否定する意味をもつ」とほん訳されているのは、やや拡張解釈というほかないが、その点は問わないとして、教授は、わたくしの上のような把握は、「株式会社の本質が資本集中機構としてのみ捉えられ、それが「同時に資本支配の機構」であり「支配集中機構」でもあることを見落したためだ、といわれる(8~9ページ)。そして、そのように指摘されたうえで、上の後者の点つまり株式会社の支配集中機構としての側面を根拠として、およそ以下のような「株式会社における内在的な自己金融展開の道」(8ページ)を展開されるのである。

すなわち、教授によれば、株式会社における資本の動化(mobilization)を基礎とした「社会的規模での貸付資本の流入」が、「大株主(支配株主)と一般株主(小株主)」との分化を生みだし、「配当の利子化」をつうじて、前者による後者の支配が展開する。そのさい——この点が教授の積極的主張の要をなす点なのであるが——、「配当の利子化」のプロセスは2段階にわかれ、第1段階では、産業会社は利潤のうち利子と企業家利得をふ

くめて配当するが、一般株主が無機能化し「利子のみで満足する単なる貨幣資本家」に転化するため、「企業家利得は資本還元されて創業者利得」となり、「銀行又は創業者等の支配者団」の取得するところとなる。しかし、「株主が利子に等しい配当で満足することが一般化すると、今度は、それまでは企業家利得をも含めて利潤を分配していた産業会社が、配当を利子に等しくなるように縮減して企業家利得を自己の手に留保することを計る」ようになる。これが「配当利子化の第2段階」である。この場合「配当の利子への縮減化」は、「直接に配当率を低下せしめること」によってもなされるが、「時価発行による株式プレミアムの取得」という「間接的方法」によっても可能である。いずれの場合でも、ここでは創業者利得が成立しないかわりに「産業会社の手に企業家利得が留保される」ことになる。そして、「それは、外部に創業者利得=企業家利得を献呈させられていた産業会社の支配層にとっては、自己の支配の強化を意味し、銀行資本と融合した産業会社即ち金融資本の支配層にとっては支配形態の変化を意味する」のであって、「このような変化は株式会社金融の新しい段階的發展を示しているものと理解されねばならない」と結論されるのである(以上引用はすべて10ページ)。

およそ以上が、別府教授による「支配集中機構」としての株式会社に内在する金融形態展開の論理なのであるが、だが、ここで注目しておきたい点は、ここで教授が「配当が利子化し企業に留保される利潤の割合が高くても、それだけでは自己金融は生じないであろう」と指摘され、あらためて自己金融展開の「基礎条件」として、「生産の社会化」なるものが必要だとされていることである。この「生産の社会化」ということばは、教授にとっては、ほぼ「独占」の成立のことを指しているようで、その点は「独占企業の下でのみ、年々の留保利潤が年々の投資をまかなう程の大量のものとなる」とのべられていることから推測できる。そして最後に、教授は「株式会社と自己金融は、生産の社会化を基礎条件として、配当の利子化によって内在的に結びつけられているものと

いわねばならぬ。……自己金融は株式会社の否定となるものでなく、株式会社の新しい発展段階を示すものである」と結論されるのである(以上、11~12 ページ)。

さて、上のような別府教授の拙論への批判および教授自身による積極的主張は、わたくしにとって以下の2点で疑問をもたざるをえないものであり、したがって納得できないものといわざるをえない。その第1は、教授は再三にわたって、自己金融を「株式会社の内在的論理の展開」として把握すべきことを強調されているが、すぐまえてみたように教授自身がそれを貫徹されず、「基礎条件」として「生産の社会化」ないし「独占」を、いわば外から「論理」のなかにもちこまれていることである。もっとも、教授が、『資本論』第3巻(ディーツ版477 ページ)におけるマルクスの株式会社にかんする言及によりつつ、「株式会社が大規模な生産の社会化をもたらした『社会』資本であること」とか、「株式会社がもたらした巨大な生産の集積・資本の集中による企業のマンモス化」(いずれも12 ページ)とかいわれているのをみると、教授は「生産の社会化」ないし「独占」もまた「株式会社の内在的論理の展開」によって生みだされると考えられているのかもしれないが、しかし、これは無理な議論といわなければならないであろう。独占の成立にとって、株式会社制度が槓杆の役割をはたすのはたしかであるが、後者から前者が「論理的」に導きだされるわけではなく、それは株式会社がおかれたすこぶる歴史的・具体的条件にかかわって成立するものだからである。教授もおそらくその点を意識されて、「配当の利子化」の論理とべつの筋道で、それを「基礎条件」という表現でもちこまれたのであろうが、しかもそのさい、教授が「独占」との関連で自己金融を論じられている内容は、前者を後者の「潜在的根拠」として指摘した既述のわたくしの理解とさほど異なるものではない。教授は、「独占のもとでは投資の抑制・生産の制限が利潤増大の要因となる。(そして、それと)『成長のテンポが鈍化』(拙稿からの教授による引用)していることとは表裏の関係にあり、相俟って自己金融の要因と

なっている」(11 ページ)といわれるのであるが、わたくしの場合は独占それ自体を直接に自己金融の要因とせず、独占が生みだす過剰資本のその処理機構のあり方との関連でもうすこし間接的に、したがって既述のように「潜在的根拠」として独占を位置づけるというちがいがあにせよ、上の引用のかぎりではとくに異論があるわけではないからである。このように教授の自己金融論が、「生産の社会化」なり「独占」なりを「基礎条件」として成り立つものであるとすれば、それは教授の意図に反して、逆に、自己金融を「株式会社の内在的論理の展開」として把握することの不可能性をしめしているといわざるをえないのである。

しかし、問題はむしろつぎの第2の点、すなわち教授のいう支配集中機構としての株式会社における「配当の利子化」の論理の当否にある。教授の主たる批判は、わたくしがこの点を見落したという点におかれているからである。この点にかんして、わたくしが何よりも疑問とするのは、教授の立論の根底にあるとみられる、大株主(支配株主)は本来的に配当を制限し内部留保を増大させるものだという考え方である³⁾。その点は、さきにも引用した教授による「配当利子化」の第1段階から第2段階への移行の説明、すなわち「株主が利子に等しい配当で満足することが一般化すると、今度は、それまでは企業家利得をも含めて利潤を分配していた産業会社が、配当を利子に等しくなるように縮減して企業家利得を自己の手に留保することを計る」と説かれるところに端的にしめされるが、はたしてこのようなことが本来的にいえるのであろうか。わたくしには何とも理解しがたいのであって、その理由は以下の2点にある。

すなわち、まず第1に、教授にあっては「利

3) わたくしも前掲『エコノミスト』掲載の旧稿で、「株式会社制度のうちに、自己金融を指向するような論理がまったく内在しないわけではない」として、「大株主の利害がとかく配当を制限する傾向」に言及したが、じつは、そのすぐあとで「これも一義的にそうとばかりはいいいきれない」とのべた点に力点があり、その意味からすれば、「株式会社制度のうちに、……論理が……内在……」といった表現を使用したことは、むしろ不用意であったと考えている。

子」ということばの使い方に混乱があるのではないか、ということである。たとえば、上の引用で、「株主が利子に等しい配当で満足する」という場合の「利子」と、「産業会社が配当を利子に等しくなるように縮減して」という場合の「利子」とは、実質的にはいずれも配当として分配される貨幣額のことであるが、「利子」ということばではまったくべつのことを表現しているはずである。いうまでもなく前者は、株主が所有している株式の時価、つまり擬制資本にたいする関係で配当が利子に相当することを意味し、後者は産業会社の現実資本が生みだす利潤の、企業家利得と利子への観念的分割から規定された、いわば現実資本にたいする関係で配当が利子に相当することを意味する。このように両者はまったくべつの次元での関係を表現しているにもかかわらず、教授はそれを「配当の利子化」という表現で集約され、前者をその第1段階、後者をその第2段階として両者のあいだに論理的つながりがあるかのごとく説かれるのであるが、このような集約はそもそも無理というほかない。「配当の利子化」ということばは、わたくしの理解では、教授のいう第1段階の意味においてのみ把握されるべきものと思われる。第2に、かりに教授のいう「配当利子化」の第2段階の内容を認めるとしても、そのことが、教授が力説してやまない株式会社の支配集中機構の展開といえるかという点についても疑問である。なぜなら、配当率を低下させ、あるいは時価発行によるプレミアム取得によって内部留保を増大させたとしても、そこから大株主と一般株主とのあいだに、直接的な利害の差は生じないと考えられるからである。たとえば配当率の引下げは、それが利潤率の低下に起因するものでないかぎり、株主の手取り配当の低下と企業の内部留保の増大が相殺されて株価に変動をもたらすことはないし、利潤率が上昇するなかで配当率がすえおかれば、内部留保の増大分が株価の上昇をもたらす、株主はキャピタルゲイン獲得の機会をあたえられることになるであろう。そして、このいずれの場合でも、大株主と一般株主への影響は等しいと考えられるからである⁴⁾。要するに、教授のいわれる

「配当利子化」の第2段階の内容、つまり配当性向の低下の問題は、「配当の利子化」ということばで表現すべき問題でないのはもちろん、大株主の小株主にたいする支配集中の問題とも直接に関連することではないのであって、現実には歴史的に認められるかかる傾向は、株式会社がおかれた外的環境の変化——わたくし自身の見解でいえば国家独占資本主義の環境——に規定された具体的な配当政策にゆらいするものと考えられるのである。

ところで、上のような教授の議論の難点は、教授がわたくしが見落しているといわれる株式会社における支配集中機構の理解そのものの難点にゆらいするように思われる。教授にあっては、株式会社において資本集中機構と離れて、それとべつに支配集中機構が存在するかのように考えられているが、そもそも株式会社に機構が2つあるわけではない。ひとつの機構、つまり株式会社における現実資本を擬制資本に転化することによって資本に二重の存在をあたえる動化機構が、資本集中と支配集中の2つの機能を同時にはたすのである。2つの機能は表裏の関係にあるのであって、社会的資金の資本としての動員がそれ自体としてより少ない資本によるより多くの資本の支配をもたらすのである。その意味でわたくしは、株式会社における支配集中の機能を見落しているわけではけっしてないが、おそらくその点についての教授の理解が異なっていたために、既述のような批判をまねいたのであろう。しかし、教授の理解にそくして検討してみても、「株式会社の内在的理論の展開」から自己金融を説くことは不可能であった。

4) なお、この点に関連して、別府教授にあっては、既述のように、「配当利子化」の第1段階では企業家利得が創業者利得として産業会社の外に「献呈」されたのが、第2段階ではそれが産業会社内部に留保される結果、創業者利得が消滅し、かわりにそれを取得する「産業会社の支配層」にとっての「支配の強化」、「金融資本の支配層」にとっての「支配形態の変化」が生ずる、という議論がある。紙幅の制約から詳論する余裕がないので、ここでは、教授が「創業者利得」をあまりにもせまく考えられていること、「産業会社の支配層」と「金融資本の支配層」とを区別される点で、金融資本概念に不明確な点があること、の2点だけを指摘しておきたい。

このことは、方法論的には、さきに指摘した自己金融への原理論的アプローチの難点を例示しているように、わたくしには思われるのである。

3 国家独占資本主義と自己金融

つぎに中村教授の批判は、まえにふれたように、別府教授の場合とはまったく逆に、自己金融は株式会社がおかれた具体的条件に規定されてあらわれるもので、わたくしのように、国家独占資本主義と一般的に結びつけたり、株式会社の一般的特質と結びつけて議論することは誤りである、との立場からの批判である⁵⁾。ところでその批判は、具体的にはつぎの2点からなりたっている。

すなわち、その第1は、事実認識にかんする点で、教授はわたくしが、自己金融現象を第1次大戦後にはじめてあるいは顕著に出現したものと理解し、かつその典型をアメリカにとっている点を取りあげ(126～127 ページ)、このわたくしの立論の前提ともいうべき2点が、事実認識として誤っていることを指摘される。教授によれば、アメリカにおいては19世紀末以降こんにちまで一貫して自己金融が特徴的だったからである(129～134 ページ)。そのうえで第2に、教授はわたくしがそのような「誤った想定」をした原因を、わたくしの株式会社論に求め、それがヒルファーディングの株式会社論とともに誤りであることを指摘される。わたくしはヒルファーディングとともに、株式会社のメリットを社会的資金の集中機能に求めているが、教授によれば、それは「株式会社がそれじしん具有する機能として設定しえない」(135 ページ)ものであり、したがって自己金融もまたそのメリットの自己否定という形では説きえないものだからである、と。そしてそこから、教授自身による自己金融の、まえに引用したような

いわば現状分析論的把握が導きだされてくるのである。

ところで、このような中村教授の批判に接して、わたくしは、教授による株式会社金融の歴史的事実認識に多くを教えられ、かつまたその事実認識を承認することにやぶさかでないにもかかわらず、なおつぎの点で根本的な疑問を呈さざるをえないように思われる。それはなによりも、教授自身による株式会社それ自身の把握がきわめて形式的な無内容なものとなっている点にかんしてである。たとえば、教授は一方ではヒルファーディングの株式会社論を、「特定の具体的関連の下にある株式会社をもって株式会社一般と観念」したものと批判され(95 ページ)、資本の集中機能にせよ支配集中機能にせよ、いずれも一般に「株式会社に具わった固有の機能として設定することはできない」(113 ページ)といわれる。こうした理解からは、「株式会社は、それじたいとしてみれば、もともと共同出資によって成り立つ一つの企業形態にすぎない」(3 ページ)といった無内容な把握しかでてこないといってよいであろう。だが他方で教授は、「株式会社の経済的内容規定は、具体的に存在する株式会社に即しておこなわれざるをえない」(136 ページ)として、「産業企業と貨幣市場・資本市場との具体的関連のあり方」(同上)こそが重要だといわれる。だがこの場合、その「具体的関連のあり方」は、「国によって全く異質的であり、またそれぞれの国の内部においても時期によって様相を異に」する(136 ページ)というのであるから、そこから株式会社の経済的内容規定の一般的把握が不可能なことは明らかで、結局さきの無内容な規定が残されることになる。

しかしながら、はたして株式会社の経済的内容規定は、そもそも一般的・理論的になしえないものなのであろうか。わたくしは、それは可能であると考えるものであるが、もちろんそれは、経済学の原理論レベルにおいてではない。また、あらゆる国のあらゆる時代に存在した株式会社に共通する側面を抽出して、それが可能だということでもない。中村教授の場合は、この後者のレベルでの思考が、一方における形式的で無内容な一般的把

5) 教授の批判は、前掲『株式会社論』なる労作のなかでおこなわれており、したがってその背景には、労作で試みられた株式会社の理論的・歴史的分析にもとづく体系的理解が存在している。それゆえ本来ならば、わたくしの反批判も教授の体系的理解の中味を全体としてとりあげなければならないのであるが、紙幅の制約もあり、ここでは問題を方法的側面に限定することにする。

握と、個別具体的経済的内容規定との分裂をもたらしたように思われるが、わたくしが可能だというのは、宇野理論における段階論レベルでの典型把握という意味でのそれである。中村教授もおそらく承知されているように、帝国主義段階の支配的資本をなす金融資本の積極的典型はドイツにそくしてあたえられるのであるが、株式会社制度はその基礎をなすものであり、したがってその経済的内容もドイツのそれにそくして一般的に規定されなければならないのである。ヒルファーディンクの株式会社論は、主観的にはともかく、実質的にはそのようなものとして意義をもつのであり、けっしてイギリスやアメリカの事実をもって否定されてよいものではない。後者における実態のズレは、積極的典型を基準としての偏差をしめすものとして位置づけられるべきものであろう。わたくしがヒルファーディンクによりつつ株式会社に本来的な「メリット」を説いたのも、以上の趣旨によるものだったのである。

さて、このようなわたくしの理解を前提したとしても、なお中村教授からはつぎのような反問が提起されるかもしれない。それは、教授のわたくしにたいする批判の出発点であったわたくしが自己金融を国家独占資本主義に一般的に結びつけて説いている点である。国家独占資本主義は、宇野理論において本来現状分析論の対象とされており、それゆえ分析はまさに個別具体的でなければならないはずなのに、わたくしのような一般的議論がなぜ可能なのか、と。この点について、わたくしは、さしあたり、古典的帝国主義段階では自己金融的でなかった国においても自己金融化がすすみ、またそこまで到達していない国(たとえば日本)でもそれが強く志向されるといった、先進資本主義諸国にみられる現実の共通性に依拠しているといっているが、その意味では、株式会社論におけるような典型論としての一般論を主張しているわけではない。しかし、同時にわたくしは、現状分析論の方法とくにその本来の対象である国家独占資本主義分析の方法との関連をも意識しているのであって、それはつぎのようなことである。すなわ

ち、国家独占資本主義は現状分析の対象であるから、その分析は、究極的には個別具体的に無限にすすめられる以外にないが、それにしても現実のすべてを描写することが不可能である以上、何らかの抽象度において現実を把握する以外にない。もっともそのさいの抽象度にもさまざまなレベルがあろうが、ここでいう抽象度の差は、原理論・段階論・現状分析論の区別の次元での差とは性格を異にする、現状分析論内部でのそれである⁶⁾。したがってそこでの抽象の方法も、原理論における純粹資本主義の把握、段階論における典型把握のそれとは異なり、それらを基準としつつ現実自身のなかから一般性・共通性をひきだすといった性格のものと考えられるのであるが、さしあたり国家独占資本主義の把握にさいしては、それが、資本主義から社会主義への世界史的過渡期における、資本主義の存在形態であると同時に帝国主義の存在形態でもあるという二重の歴史的規定性をうけたものであることから、その、それ以前の資本主義(自由主義段階・帝国主義段階をふくむ)と区別された特質検出のレベルでの抽象度と、そのそれ以前の帝国主義(=古典的帝国主義段階)と区別された特質検出のレベルでの抽象度との、2段階における把握が存在するように思われる。管理通貨制度をもって国家独占資本主義を特徴づけるのは前者のレベルでの把握といえそうであるが、ここでの主題である自己金融現象は、後者のレベルでの特質把握といえるのではなかろうか。自己金融の意義把握の基準を、帝国主義段階の株式会社の典型的機能にとったのもそのゆえである。これらの点は方法的になお考究の余地を残すといっているが、わたくしが、自己金融の問題は個別具体的な分析によるほかはないとする中村教授の所説に満足できなかった理由は、じつは上のような点にあったのである。

(東京大学社会科学研究所)

6) くわしくは、拙稿「現状分析の方法にかんする一考察」(武田隆夫・遠藤湘吉・大内力編『資本論と帝国主義論』下、東京大学出版会、1971年、所収)を参照。